

ごあいさつ



副会長 井上 雅司

立春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

さて、副会長就任以来、感じた会社と協会の違いを述べさせていただきご挨拶に代えさせていただきます。「会社と協会は違いますね」と尋ねると「違う。」大抵こんな答えが返ってくる。しかし、その人がやっている事を見ているとその違いが認識されていないように思える。ここではどこが違うか概観してみたいと思う。まず、法律ではどう書かれているか。会社法では、「(商行為) 第五条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。」とある。要は営利行為である。次に協会はと言うと協会法と言うものではなく、法人法が適用されると言うので、一般社団法人法（もっと長い名称だがここでは省略する）を見たが目的が載っていなかったが公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に書かれていたので紹介する。「(目的) 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。」キーワードは公益（社会全般の利益）である。

その他会社と協会の違いを調べたら下表の用語が見つかった。会社と協会を混同すると長続きはしないとも書かれていた。金儲けをする目的だけで協会に入るべきではない事も読み取れる。

項目	会社	協会
目的	利益	理念
対象	顧客	会員
経営又は運営	競争	共存

私たちの協会「公益社団法人千葉県建築士事務所協会（以下事協という）」はどうであろうか。公益（社会全般の利益）、建築士（建築士法第2条の2:(職責)）、建築士事務所（建築士法第27条の2(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)）の協会である。建築主の利益の保護を図ることの他、社会性の高い会でもある。事協は大抵の協会と同じく、会員の払う会費と会員の協会への奉仕活動により成り立っている。株式会社に資金を出している個人・法人が株主であるので、簡単に言えば株式会社は株主のものである、と同様に事協は会員のものである。言い換えれば「主権は会員にある」である。

こう言う協会にあるものは俺のものだと言って協会のものを独占したりする者がいるかも知れないが、他の会員も居るのでこれには民主主義の原理が働かなくてはならない。話を戻すと、「主権会員」である為、事協の会員には役割があっても上下関係はない。会社組織では、トップはピラミッドの頂点のイメージだ。トップダウンの指示をすることも多々ある。しかし協会はそうではない。ある人が総会で言った「みんな仲間なんだ」その通りだと思う。協会は共存共栄の仲間を作る場である。但し、庇うだけの関係だけではいけない。是は是、非は非、正すべきは正す。言いたい事は言える関係が良いのではと思う。それには、先ず会員同士が交流する。他の会員を知るだけでも良いのではないか。私事だが、7月3日建築相談調査委員会で突然、(少なくとも私には)ブロック塀講習会を7月26日に開催すると言われた。テキストがなく、会場も決めていない正直驚いた。こんな事で出来るのかと。しかし、委員の皆さんはやる気で講習内容はどうする。講師はどうする。時間はどのくらい、受講者は何人位、会場はどこにする等々。日を改めて7月23日に下打ち合わせを行い。講習会に臨んだ。当日は予想以上の受講者で座席の追加ほか会場の設営、ビデオ設置、受講者の誘導等々、委員の皆さんは大変よく働かれ、少々の失敗はご愛敬、受講者の皆さんもすし詰め状態にガマンして戴き、盛況のうち無事に終了した。委員の皆さんがビジネスではなく、仲間同士の手作り感で取り組んだ事が良かったと思う。